

審 査 基 準 整 理 票

処分名	指定地域密着型サービス事業者の指定				
根拠法令名	介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）		（条項） 第78条の2		
基準法令名	介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）		（条項） 第78条の2		
	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生省令第34号）				
	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）				
	大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年3月22日条例第13号）				
	大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月22日 条例第17号）				
	大津市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成18年3月22日条例第18号)				
	大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（平成18年3月17日規則第26号）				
所管部署	健康福祉部（局） 福祉指導監査課（室）				
標準処理期間	6 0	日	法定処理期間		日
【審査基準】 ・ 文書の名称【 】 ・ 掲載図書等【 】 ・ 内容 ☐全部記載 ☒一部・項目のみ記載 参 考 〔根拠法令〕 介護保険法 （指定地域密着型サービス事業者の指定） 第七十八条の二 第四十二条の二第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあっては、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が二十九人以下であって市町村の条例で定める数であるものの開設者)の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所(第七十八条の十三第一項及び第七十八条の十四第一項を除き、以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者(特定地域密着型サービスに係る指定にあっては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用要介護被保険者を含む。)に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。					

大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則

(指定等の申請)

第4条 法第70条第1項、第86条第1項及び第115条の2第1項の規定による指定の申請並びに法第94条第1項及び第107条第1項の規定による許可の申請は指定・許可申請書(様式第2号)により、第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定による指定の申請は指定申請書(様式第2号の2)により、それぞれ行うものとする。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。